

大口町告示第 13 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 28 条に基づく一部負担金の徴収について、大口町予防接種一部負担金徴収要綱第 3 条の規定により次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 25 日

大口町長 鈴木 雅 博

対象となる予防接種	一部負担金の額
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	2, 000 円
带状疱疹予防接種 (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	2, 500 円
带状疱疹予防接種 (乾燥組換え带状疱疹ワクチン)	6, 500 円